

教派对立と神学論争のなかの《天正遣欧使節》

——ドイツ語訳『天正遣欧使節記録』に収録された《ルター派聖職者の所見文》(1585年)と《イエズス会士によるルター派への論難》の関わりをめぐって

蝶野立彦

(I) ドイツ語訳『天正遣欧使節記録』に収録された「マンスフェルトのルター派聖職者の所見文」(1585年)の《出版の背景》をめぐる謎——研究的概観

「大航海時代のローマ・カトリック宣教師による非ヨーロッパ地域での宣教活動」が同時代のヨーロッパにもたらした特筆すべき現象のひとつは、「非ヨーロッパ世界でのカトリック宣教」をテーマにした膨大な点数の印刷物が、この時代のヨーロッパ諸国で出版され、人口に膾炙したことである。R・シュトライトが編纂した浩瀚な『宣教書誌目録』⁽¹⁾に収録されている夥しい数の書誌データが物語っているように、15世紀末から17世紀にかけてのヨーロッパでは、アメリカ、アフリカ、アジアなどの非ヨーロッパ地域でのカトリック宣教の記録が、ヨーロッパ諸地域の言語に翻訳され、さまざまな注釈や解説や挿絵を付したかたちでヨーロッパの諸都市で印刷・販売された。

こうした近世前期のヨーロッパにおける「非ヨーロッパ地域でのカトリック宣教をテーマにした印刷物の流行」は、15世紀半ば以降のヨーロッパにおける「活版印刷術の普及」とそれに伴う「印刷・出版業の成立」を背景にして生じた現象であった。

カトリック宣教師たちがポルトガルとスペインの探検船や商船に同乗してアメリカやアジアへの渡航を開始した、15世紀末から16世紀前半にかけての時代は、ヨーロッパの諸都市に多くの印刷所が設立され、印刷・出版業が新たな産業としての地歩を固めた時代に当たっていた⁽²⁾。非ヨーロッパ世界からヨーロッパに書き送られた宣教の記録は、そうした印刷・出版業の興隆に牽引されるかたちで、膨大な数の印刷物として刊行され、ヨーロッパの人々の手に行き渡ったのである。

近世前期にこうした「非ヨーロッパ世界での宣教」に関する膨大な印刷物が出版された背景として、さらに重要なのは、16世紀の西方キリスト教世界の趨勢である。

1517年のマルティン・ルターによる『95箇条の提題』の公表に端を発する「宗教改革」の展開とともに、西方キリスト教世界では、ローマ・カトリック教会とプロテスタント諸教派との対立が深まり、カトリック教会の内部でも「カトリック改革」の流れが強まった。こうした趨勢のなかで、「非ヨーロッパ世界でのカトリック宣教」に関する記録は、しばしば「プロテスタント諸教派のカトリックへの批判に対抗するための論拠」として、あるいは「カトリック信徒の信仰心を鼓舞し、カトリックの改革を進めるための素材」として、カトリックの印

刷業者の手で印刷に付され、市場に出回ったのである。1583年に刊行されたイエズス会士ルイス・フロイスの『日本書翰』のドイツ語訳（『イエズス会のルイス・フロイスの […] 日本からの書状』⁽³⁾）に付された「バイエルン公ヴィルヘルム5世の子息マクシミリアン（のちのバイエルン選帝侯マクシミリアン1世）とフィリップへの献辞」のなかで、ミュンヘンの印刷業者アダム・ベルクは、「 […] 日本島 (Jnsul Japonia) での […] カトリックの宗教の […] 広まり」⁽⁴⁾ についてのフロイスの記述を論拠にしながら、「カトリックの宗教の没落 […] に関してこれまで我々の下 [ヨーロッパ] で [プロテスタント信徒によって] 流布されてきた事柄は全て虚偽 […] である」⁽⁵⁾ と述べ、バイエルン公の子息たちに対して、「彼らがこの神聖なる旧き信仰 [カトリック信仰] […] の下で育てられた […] ことを喜ぶ」⁽⁶⁾ よう、呼びかけている。このような「非ヨーロッパ世界での宣教情報」と「ヨーロッパの対抗宗教改革及びカトリック改革の文脈」との関連付けは、16世紀にドイツ語圏で出版された「非ヨーロッパ世界での宣教記録」にとりわけ顕著に認められる特徴に他ならない。

ところが、16世紀にドイツ語圏で出版された「非ヨーロッパ世界での宣教に関する印刷物」のなかには、「印刷物の来歴」と「宗教改革及び対抗宗教改革との関わり」という側面から見て、極めて不可解で特異な位置を占める文書が存在している。それは、『日本からの天正遣欧使節の来欧記録』のドイツ語訳パンフレットに収録されている「ルター派聖職者の所見文」である。

「天正遣欧使節を題材にした16世紀ヨーロッパの印刷物」について書誌学的調査を行ったA・ボスカロの研究が示しているように、1584年～1586年の「日本からの天正遣欧使節の来欧」と「遣欧使節のローマ教皇との謁見」という出来事は当時

のヨーロッパで大きな反響と議論を呼び覚まし、1585年から1593年までの間に、イタリア、フランス、ドイツ、ポーランド、ベルギー、スペイン、ポルトガル、チェコの諸都市で、「天正遣欧使節」を主題とする78点の印刷物⁽⁷⁾（所蔵が確認できないものも含めると1595年までの間に94点）が刊行されている。「ルター派聖職者の所見文」が収録された『天正遣欧使節の来欧記録』のドイツ語訳パンフレット（『本年1585年3月に数名の王と諸侯が [彼らの] 信仰ゆえに日本から彼らの使節をどのようにしてローマに派遣したか、に関する知らせ』⁽⁸⁾ [以下『王と諸侯 […] に関する知らせ』と略]）は、1585年に「作者名・印刷業者名・印刷地」の記載なしで刊行されており⁽⁹⁾、1586年⁽¹⁰⁾と1587年⁽¹¹⁾にも、このパンフレットの異なる版が出版されている。

このパンフレットの最大の特徴は、「天正遣欧使節」を主題にした16世紀のほとんどの印刷物がカトリックの作者・編者の手で編纂されているなかにあって、唯一例外的にこのパンフレットにだけ「プロテスタント聖職者の所見文」が収録されていることである。それゆえに、20世紀に著された研究書のなかで、このパンフレットはしばしば、「天正遣欧使節の来欧をめぐるカトリックの宣伝に対抗するためにプロテスタント信徒が出版した印刷物」と見なされてきた。ドイツの歴史家G・ケンテニヒは、1905年の論考のなかで、『王と諸侯 […] に関する知らせ』の編者を「イエズス会に敵対する者」「ルター派の信奉者」と推定している⁽¹²⁾。「ヨーロッパとアジアとの間の文化的影響関係」についての該博な研究を残したアメリカ合衆国の歴史家D・F・ラックもまた、1965年の著書のなかで、このパンフレットの編者を「プロテスタント信徒」と推定し、この印刷物を「極東 [東アジア] 地域 [での宣教活動] においてイエズス会と競い合うこと

をプロテスタント信徒たちに求めた歴史上初めての訴え⁽¹³⁾と評している。『王と諸侯 […] に関する知らせ』に付された「ルター派聖職者の所見文」の一部は、1990年に刊行された「ヨーロッパの日本認識」に関する史料集にも収録されているが、編者のP・カピッツァは、この「所見文」を「日本宣教についてのドイツのプロテスタント信徒による批判的（かつ自己批判的）考察」⁽¹⁴⁾と評価し、この文書を「カトリックの日本宣教に対するプロテスタント側の応答」と理解している。

ところが、『王と諸侯 […] に関する知らせ』を「プロテスタントによる出版物」と見なす、これらの研究者の見解とは対照的に、「イエズス会士の著作」に関する17世紀以降のさまざまな書誌学的記述のなかでは、『王と諸侯 […] に関する知らせ』は、1566年から1599年までアウクスブルク司教座聖堂の説教師を務め、のちにイエズス会の南ドイツ管区長となったイエズス会士クリストフ・ローゼンブシュ（グレゴリウス・ロセフィウス）⁽¹⁵⁾の手になる印刷物である、との見解が一貫して継承されてきた。1643年にブリュッセル出身のイエズス会士P・アレガンベが編纂・刊行した『イエズス会の作者たちの書誌目録』のなかで、アレガンベは、ローゼンブシュの著作をリストアップし、「彼 [ローゼンブシュ] は『教皇グレゴリウス13世への日本人の使節たちの派遣 [記録] (*Iter Legatorum Iaponicorum*)』とその他の『日本からの書翰 (*Epistolas ... ex Iaponiâ*)』をドイツ語に翻訳し、[翻訳者・編者である] 彼の名前を隠して (*suppresso suo nomine*), それを出版した」⁽¹⁶⁾と書き記している。この記述は、1676年にイングランド出身のイエズス会士N・ソトウェルが編纂した『書誌目録』にもそのまま引き継がれている⁽¹⁷⁾。さらに、1789年に出版された『アウクスブルク書誌目録』のなかで、編者のF・A・ファイトは、ア

レガンベとソトウェルの記述を踏まえつつ、『王と諸侯 […] に関する知らせ』を「ローゼンブシュが出版した文書」と位置づけた⁽¹⁸⁾。この見解は、1853年に刊行された『イエズス会の作者たちの書誌目録』やその改訂版（1892年刊）でも踏襲されており⁽¹⁹⁾、前述のボスカロの書誌学的研究でも、『王と諸侯 […] に関する知らせ』に収録された『日本からの天正遣欧使節の来欧記録』のドイツ語翻訳文の訳者は「ローゼンブシュ」である、との見解が示されている⁽²⁰⁾。

このように、従来の研究のなかでは、「天正遣欧使節についてのルター派聖職者の所見文」を収録した『王と諸侯 […] に関する知らせ』の出版の背景をめぐって、この文書を「プロテスタントによる出版物」と見なす見解と「イエズス会士ローゼンブシュによる出版物」と見なす見解の双方が、互いに交差することなく、不明瞭なままに併存してきた。それでは果たして、この文書は「プロテスタントによる出版物」なのか、それとも「カトリックによる出版物」なのか。そしてもし仮にこの文書が「イエズス会士ローゼンブシュの手で編纂された出版物」であるとするならば、この文書に収められた「ルター派聖職者の所見文」は、一体どのような目的で「遣欧使節の記録」に添付されたのだろうか。この問いを解明することは、「1580年代のヨーロッパの人々が《天正遣欧使節》と《日本宣教》に向けた関心の在り様」を掘り下げ上でも重要な課題だが、従来の研究の成果に依拠するだけでは、上記の問いに十分な解答を与えることは難しい。

しかし実は、この文書の出版の背景と「ルター派聖職者の所見文」の掲載の目的を明らかにするための重要な手がかりが、1587年に刊行された『王と諸侯 […] に関する知らせ』の改訂版のなかに隠されている。それは、この1587年刊の改訂版

に付された「新たなタイトルと但し書き」、同書の末尾に付された「聖書からの引用文」、そしてさらに、同書に収録されているルター派聖職者の所見文に新たに追加された「挿入文」である。

1585年に刊行された『王と諸侯 […] に関する知らせ』は、1586年に再び刊行されたが、1585年版と1586年版は、テキストの内容においては、ほぼ同一である。ところが、1587年に刊行された改訂版では、印刷物のタイトルに大きな変更が加えられるとともに、1585年版と1586年版には見られなかった「聖書からの引用文」が印刷物の末尾に追加されており、さらにそればかりでなく、印刷物に付された「ルター派聖職者の所見文」に「約3頁に亘る記述」が新たに挿入されているのである。これまでの研究では、この1587年刊の改訂版に新たに追加された「聖書からの引用文」や約3頁に亘る「挿入文」に光が当てられることはなかった。「天正遣欧使節に関するヨーロッパの印刷物」についてのボスカロの書誌学的研究にも、1587年版のテキストは1585年版及び1586年版の『王と諸侯 […] に関する知らせ』と「同じテキスト (Same text)」⁽²¹⁾ である、と記されており、同書の末尾に新たに付された「聖書からの引用文」や約3頁に亘る「挿入文」の存在は看過されてしまっている。

本稿では、『王と諸侯 […] に関する知らせ』とそこに収録された「天正遣欧使節についてのルター派聖職者の所見文」の《出版の背景》について、「1587年版のテキストに加えられた変更」を《導きの糸》とすることで「新たな視点からの分析」を試み、この印刷物がいかなる教派的な立場と意図に基づいて出版されたものなのか、また、そこに収録された「ルター派聖職者の所見文」がどのような経緯で執筆されたものなのか、を検討するとともに、これらの文書を取り巻く《歴史的・宗

教的文脈》にも光を当て、「天正遣欧使節についてのルター派聖職者の所見文」と1580年代のドイツ⁽²²⁾における「イエズス会士とルター派の論争」との間の《緊密な繋がり》を明らかにしたい。

具体的には、続く(Ⅱ)で、1585年版の『王と諸侯 […] に関する知らせ』の内容構成とそこに収録された「天正遣欧使節についてのルター派聖職者の所見文」の記述に分析を加えることによって、「ルター派聖職者の所見文」の《執筆の経緯》と《基本的特徴》を検討し、(Ⅲ)では、「1587年版のテキストに加えられた変更」を手がかりに『王と諸侯 […] に関する知らせ』の「カトリック出版物」としての性格を浮かび上がらせるとともに、「ルター派聖職者の所見文」と「ドイツのイエズス会士によるルター派への論難」との間の《緊密な繋がり》を示す2つの具体的事例を検証したい。

(Ⅱ) 1585年版のドイツ語訳『天正遣欧使節記録』の構成と「ルター派聖職者の所見文」の特徴——1585年版のドイツ語訳『天正遣欧使節記録』が纏う「非教派的性格」と「私的な内部告発文」としての「ルター派聖職者の所見文」の性格

1585年3月に天正遣欧使節がローマで教皇グレゴリウス13世に謁見してから、程なくして、「日本からの使節」に関するローマ教皇庁の公式のラテン語の記録（『日本の諸王の使節のために教皇グレゴリウス13世聖下によってローマにおいて公開で開催された枢機卿会議の記録』⁽²³⁾ [以下『枢機卿会議の記録』と略]) がローマで印刷・出版された。ボスカロの研究によれば、このラテン語の『枢機卿会議の記録』は、1585年に、バドヴァ、ミラノ、ディリンゲン、プラハ、パリ、デュッセル

ドルフなどのヨーロッパ大陸の諸都市でも刊行されている⁽²⁴⁾。1585年に出版された『王と諸侯 […]』に関する知らせ』は、この『枢機卿会議の記録』の「ドイツ語訳テキスト」に新たに「幾つかのドイツ語のテキスト」を継ぎ足すかたちで製作されている。

次に、この1585年版の『王と諸侯 […]』に関する知らせ』の内容構成を確認しておきたい。

- ①序文 (S.1-2)
- ②使節を派遣した3名の日本の王と諸侯（豊後の王フランキスクス [大友宗麟]、有馬の王プロタシウス [有馬晴信]、大村公バルトロメウス [大村純忠]）がローマ教皇に宛てて記した3通の書状 (S.3-7)
- ③教皇の面前で上記の3通の書状が読み上げられた後に、ポルトガル人のイエズス会司祭ガスパル・ゴンサルヴェスが行った演説 (S.8-21)
- ④上記の演説の後に、アントニウス・ブッカパドゥリウスが教皇の名義で行った応答演説 (S.22-23)
- ⑤「日本諸島 (Japonischen Inseln)」についての簡潔な記述 (S.23-26)
- ⑥使節がトスカナ大公に贈った贈呈品についての記述 (S.27)
- ⑦ルター派聖職者の所見文 (S.28-46 [所見文の末尾の頁番号は誤ってS.48と印刷されている])

上記の①～⑦のうち、②～④の箇所が『枢機卿会議の記録』に収録されたラテン語テキストのドイツ語翻訳文で、①及び⑤～⑦の箇所が、『王と諸侯 […]』に関する知らせ』に新たに加えられたドイツ語テキストである。なお、『枢機卿会議の記録』の「緒言」と「結語」に当たる箇所は、『王と諸侯 […]』に関する知らせ』では割愛されている。

「宗教改革及び対抗宗教改革との関わり」とい

う観点から見た場合の、この1585年版の『王と諸侯 […]』に関する知らせ』の大きな特徴は、カトリックとプロテスタントのいずれの立場にも傾斜することのない「非教派的性格」が全編を覆っていることである。即ち、印刷物のタイトルの副題には、「上述の地域及び諸島についての簡潔な記述、さらに、この使節派遣をどのように見なすべきかについての一人の福音主義者 [ルター派⁽²⁵⁾] の男性の所見と見解 (eines Euangelischen Manns Censur vnd Urtheil) を付した」との簡潔な「但し書き」が付いているだけで、この印刷物の「教派的な立ち位置」を明確に示す文言は見あたらない。また、①の「序文」には、1585年3月23日の謁見式の経緯が淡々と記されているのみであり、⑦の「ルター派聖職者の所見文」の見出しの部分にも、「日本の使節団と [使節派遣に関する] 知らせについての一人の年老いた学識あるマンズフェルトの説教師 (eines Alten gelehrten Mansfeldischen Predicanten) の所見と書簡」⁽²⁶⁾ との記載があるだけで、印刷物の「教派的な立ち位置」は、これらの記述からも見て取れない。つまり、1585年版の『王と諸侯 […]』に関する知らせ』の構成とタイトル・序文・見出しを辿っていただけでは、この文書が「プロテスタントによる出版物」なのか、それとも「カトリックによる出版物」なのかを明確に見極めることは困難なのである。

それでは、⑦の「ルター派聖職者の所見文」の記述からは、「カトリックとプロテスタント」「天正遣欧使節」「日本宣教」などの問題に関して、どのような特徴を読み取ることができるだろうか。1585年版の『王と諸侯 […]』に関する知らせ』に収録された「ルター派聖職者の所見文」は19頁にも亘るテキスト⁽²⁷⁾で、その全体像をここで紹介することは難しいので、《所見文の執筆の経緯》が記された「前半部分の記述」に焦点を合わせて

見てゆきたい。

「所見文」は、筆者が「親愛なる代父殿 (lieber Herr vnd Geuatter)」⁽²⁸⁾ と呼ぶ男性に宛てて記した書簡文であり、書簡の末尾には、「マンスフェルト伯領」という地名と「古き真の暦 [ユリウス暦] の 1585 年 4 月 26 日」[グレゴリウス暦では 5 月上旬] という日付、さらに「[神の] 言葉に仕える者」という肩書きが記されており、筆者が「カトリックによるグレゴリウス暦への改暦」に抵抗するマンスフェルト伯領のルター派聖職者であることがこの記述から窺えるが⁽²⁹⁾、署名欄には「某地 (zu N.) の某氏 (N.N.)」とだけ記され、「筆者の実名と居住地名」は伏せられている⁽³⁰⁾。この書簡を収録している『王と諸侯 [...] に関する知らせ] そのものが「作者名・印刷業者名・印刷地」の記載なしで出版されていることを考え合わせると、徹底した「匿名性」こそがこの「所見文」の顕著な特徴であることがわかる。

「所見文」の基本的特徴を理解する上でもう一つ重要なのは、この書簡の冒頭の次のような記述である。そこには、「『最近ローマの教皇のもとに赴いた王たちの使節についての知らせ] とともに貴殿が私に送ってくれた『日本島についての小論考] を一度ならず熱心に読み返してみた」⁽³¹⁾ と記されており、「代父殿」が筆者に『枢機卿会議の記録] (上記の②～④) と「日本諸島についての簡潔な記述」(上記の⑤) を送付し、その内容についての「意見」を求めたことが、この記述から読み取れる。「所見文」は、この「代父殿」の要望に応えるかたちで、筆者がマンスフェルト伯領のいずれかの地から「代父殿」に書き送った「返信」なのである。こうした「所見文」の執筆の経緯に照らしてみると、この「代父殿」こそが『王と諸侯 [...] に関する知らせ] の出版に深く関わった当事者であった、との憶測もなりたちうるが、「代

父殿」と「同書の出版」との具体的な関わりを示す証拠は、現時点では見つかっていない。

「所見文」のなかで最初に取り上げられているテーマは、日本の王による使節派遣の「信憑性」をめぐる問題である。所見文の冒頭で、筆者は、「使節派遣」が「イエズス会士たちによる捏造」である可能性を示唆し、「天正遣欧使節の来欧」という出来事の背後に潜む「イエズス会士たちの思惑」についていくつかの問題点を「代父殿」に指摘している⁽³²⁾。だが、それに続く箇所、筆者は、「ずっと以前から、西インドと東インド [...] について、なかんずく 就中、日本島 (Jnsel Japonia) に関して [...] 幾つかの『書簡] や『報告] (Episteln vñ Historien) に書かれてきた内容 [...], そしてイエズス会士たち [...] とザビエル (Xauerius) という名の神父 [...] が約 30 年前にポルトガル人たちの助けを借りて [...] 当地に赴き、そこで豊後の王 (König zu Bungi) に取り入って、学校 (Collegium) を建設し、数名の有力な領主をキリスト教信仰に改宗させたこと [...] を思い返した」のちに、次のような結論に到達した、と「代父殿」に告げる。「(これは公にできることではなく (nicht öffentlich), [...] 代父殿だけに内緒で (in Vertrauwen) 打ち明けることだが、) これは真実の報告 (ein warhaffte Geschicht) である、と私は [...] 告白せざるを得ない」⁽³³⁾。

このように、所見文の筆者は、日本の王による使節派遣の「信憑性」をめぐる問題について検討を行った後に、「《日本からの使節派遣に関する報告》は《事実》である」との見解を「代父殿」に伝えているが、この「所見文」が印刷物に収録されて公にされるに至った、その目的を推し量る上で重要な点は、「日本からの使節派遣は《事実》である」という、この「所見文」の事実認定が、ドイツのルター派の間で広まっていた「天正遣欧

使節の信憑性に対する疑いの念」を払拭する効果をもたらしたことである。ヴィーンの跣足カルメル会士ヒラリウス・ア・アナスタシオは、1653年に公刊された著書のなかで、「マンスフェルトのルター派聖職者の所見文」の記述を引き合いに出しながら、次のように述べている。

「この出来事〔日本からの天正遣歐使節の来欧〕は真実であるにもかかわらず、あたかもそれがイエズス会による捏造・作り話 (ein Jesuiter Gedicht vnd Fabel) であるかの如く、非カトリック信徒たち (vnCatholischen) によって疑問視されてきた〔…〕。そうした疑いの念 (Zweiffel) を彼ら〔非カトリック信徒〕の間から完全に払拭するために、年老いた学識あるマンスフェルトの説教師 (Manßfeldischer Prædicant) がそれ〔天正遣歐使節〕について彼の書簡に書き記した内容〔…〕に、もっと目を向けさせるべきである。」⁽³⁴⁾

「天正遣歐使節の来欧」から約70年が経過した17世紀の半ばにおいてなお、「マンスフェルトのルター派聖職者の所見文」は、ルター派の間で広まっていた「天正遣歐使節の信憑性に対する疑いの念」を晴らすための論拠として、カトリック修士によって参照され、引用され続けていたのである。「マンスフェルトのルター派聖職者の所見文」が『王と諸侯〔…〕に関する知らせ』に収録されるに至った背景を考察する際には、「日本からの使節派遣」を「事実」と認定した同所見文の記述がカトリックの論者たちにとって「天正遣歐使節に対するルター派の疑念」を晴らすための重要な論拠となり得た点に着目する必要があるだろう。

「所見文」の基本的特徴を把握する上で今ひとつ重要な点は、前述の引用箇所において、この筆者の「代父殿への告白」が「公にすることを憚ら

れる内緒の打ち明け話」として物語られていることである。つまり、この「所見文」は元来は「非公開の秘密の私信」として記されたテキストであり、そのテキストが、「秘密の私信の暴露」というかたちで印刷物（『王と諸侯〔…〕に関する知らせ』）に収録され、公にされたのである。

「使節派遣の信憑性」をめぐる問題に続いて、「所見文」では、「日本からの使節派遣の成功がドイツのルター派に及ぼすダメージ」について考察がなされている。筆者は、「日本からの使節派遣の成功」の結果として、「〔…〕異教徒たちと新世界〔非ヨーロッパ世界〕が、我ら〔ルター派〕の手によってではなく、彼ら〔カトリック〕の手で〔キリスト教〕信仰へと導かれ、（パウロが『ローマの信徒への手紙』1章〔8節〕に記している通りに）彼ら〔カトリック〕の信仰が全世界に説教され、宣べ伝えられたこと」を「厚顔無恥な教皇主義者〔カトリック信徒〕たちが声高に誇るようになるのではないか、との危惧の念を露わにする⁽³⁵⁾。そして、「（これはこっそりと (in höchstem Vertrauen) 言わなければならないことだが、）そのことが、マルティヌス〔マルティン・ルター〕とフィリップス〔フィリップ・メランヒトン〕は真のエリヤとエノク〔真の預言者〕ではなく、夜闇に包まれた北方の国々⁽³⁶⁾ (in Mitternächtlichen Landen) に彼らが^{とも}灯した光は真の光や福音ではなかった〔…〕、との印象を〔人々に〕与えてしまうことになる。〔聖書には、〕『諸国の民は皆、そこに集まる』〔『エレミヤ書』3章〔17節〕と記されているのだから⁽³⁷⁾と、筆者は声を潜めるようにして「代父殿」に彼の不安を訴えている。さらに彼は、「このような遠く離れた土地の諸民族〔…〕がローマへと赴き、〔ルター派の拠点である〕ドイツやザクセン (Deutsch oder Sachsenland) にやって来ないこと」は「我々にとって少なからぬ〔…〕痛手」である、とも述べる⁽³⁸⁾。

そして「所見文」の筆者は、彼の懸念を裏付ける証言として、「ある教皇主義者 (ein Papist)」が彼に投げかけた言葉を紹介している。その「教皇主義者」は、「日本からの使節のローマへの到来」を大いに自慢しながら、筆者に向かって次のような問いを投げかけたのである。

「[...] 全世界のなかにあつて [...] 眞の普遍的なキリスト教信仰を学びたいと欲する者がいたときに [...], その者にローマ以外の一体どこに赴けと言うのか。[...] [プロテスタントに属する] ドイツ人, イングランド人, ネーデルラント [人], ザクセン [人], そして『アウクスブルク信仰告白』に与する者たちは, [...] [プロテスタントの] 宗教が存続してきた, これまで50年もの間, 決して一つ (einig) になることができなかった [...] のだから。もし仮に, 教皇が, 前述の使節 [日本からの使節] を [...] ドイツ (Teutschland) に, 即ちテュービンゲンのシュミートライン [ルター派神学者ヤーコプ・アンドレーエ] のもとに, あるいはヴィッテンベルクのポリカルプス [ルター派神学者ポリカルプ・ライザー] のもとに, またあるいはライプツィヒのゼルネッカー [ルター派神学者ニコラウス・ゼルネッカー] のもとに [...] 派遣したら, ジュネーヴ派 [カルヴァン派] やバーゼル派やハイデルベルク派やイエーナ派やヘルムシュテット派のような他の者たち [他のプロテスタント諸派] [...] がこれに異議を唱えていたことだろう [...]。』⁽³⁹⁾

ここでは、プロテスタントのキリスト教が「複数の教派・分派」に分裂し、プロテスタント諸派が地理的にも教義的にも「一つの中心点」や「一致点」を有していないことが批判に晒されるとともに、そうした「中心や一致の不在」こそが「ブ

ロテスタント諸派が異教徒をキリスト教信仰に導くことができない原因」であることが示唆されている。

この「教皇主義者の発言」は、「所見文」の中盤及び後半部分の論述を導く「問題提起」としての位置を占めている。この教皇主義者の発言に触発されるように、語り手である「筆者」は、聞き手である「代父殿」に対して、「ルター派による非ヨーロッパ地域での宣教活動の必要性」と、そうした任を^{まっとう}することのできないルター派の現状に対する「容赦ない批判と苛立ちの言葉」を口に始めるのである。このような「ルター派の現状に対する筆者の不満の吐露」が、「秘密の私信」という所見文の性格と表裏一体の関係にあることは明らかだろう。

筆者は、「敬虔で学識ある者たち [ルター派の宣教師たち] が [...] このような新たな国や島 (new Land vnd Jnsel) [での宣教活動] を引き受け, 教皇主義者たちをそこから追い払い, 我らの眞の福音の光 [ルター派の教え] をそこに根付かせようと [...] 試みる」⁽⁴⁰⁾ べきであると主張し、「これほど多くの王国や国や人々を彼ら [カトリック] の誤謬に導き入れることが, 教皇主義者たちや [...] イエズス会士たちには可能であるのに, そのようなこと [それらの地域で宣教を行うこと] が我ら [...] [神の] 言葉に仕える者たち [ルター派聖職者] にとって不可能であるなどということが一体あり得るだろうか」⁽⁴¹⁾ と述べ, ルター派の宣教師が「非ヨーロッパ世界の新たに発見された国々や諸地域」に向けて旅立つ必要性を強調する。

だが、所見文の筆者は、ドイツのルター派聖職者の間に「非ヨーロッパ地域での宣教活動」に向けた「意欲」や「準備」が全く見出せないことに苛立ちを露わにする。

「[非ヨーロッパ世界で] ほとんど毎年のように新たな王国や諸国 (neue Königreich vnd Länder) が発見され, [それらの地域での宣教活動がもたらしうる] 実りと収穫は極めて大きい, 残念ながら, [ルター派聖職者たちのなかに] 異教徒たちの改宗に振り向けることのできる人材はほとんど見出せず, 各人は自分のことだけにかまけ, 神の栄光を [自分の家の] 暖炉の裏に (hinder den Ofen) 閉じ込めている [自分の家に引きこもっている]。[...] 貴殿もよくご承知のように, シュミューデル [ヤーコプ・アンドレーエ] やケムニツィウス [マルティン・ケムニツ] やキュトロイス [ダーフィット・キュトロイス] のような我らの年老いた [ルター派] 神学者たちは [...], 一つに一致していない教を『和協信条』にまとめ上げること (die vneinigen Concordiern) や [...] 幾度も変造された『アウクスブルク信仰告白』 (vielfaltig verfälschte Augspurgisch Confession) を再び参照すること以外に [...] 何もしようとはしない [...]。その他の [...] 教区監督たちや神学部主任たち [...] の労力は, 異教徒たち [...] を [キリスト教に] 改宗させることにはなく, [...] 教皇主義者たちを [ルター派に] 転向させ, 農民たちを彼らの支配者に刃向かわせることに費やされている。[...] 若い聖職者たちは, [...] 彼らの [育てている] か弱い子供たちゆえに, このような長旅に出ることができないでいる [...]。』⁽⁴²⁾

このように, 所見文の筆者は「ドイツのルター派神学者・聖職者の不甲斐なさ」に対して不満を露わにしているが, 筆者の「教派的スタンス」を窺い知る上で重要なのは, 上記の引用箇所, ドイツ・ルター派の信仰簡条である『アウクスブルク信仰告白』や『和協信条』の有効性を疑問視する発言がなされていることである。

ドイツのルター派神学者の間では, 1560年代から1570年代にかけて, 「(1530年に公表された後に幾度も改訂が加えられた)『アウクスブルク信仰告白』のいかなる版を正式の版と見なすか」をめぐって激しい論争と神学的対立・分裂が繰り返された⁽⁴³⁾。こうした「ルター派の内部分裂」を収束させるために, アンドレーエやケムニツなどのルター派神学者が中心となって, 1577年に新たに『和協信条 (Konkordienformel, Formula concordiae)』が作成され, 8000名以上の神学者や聖職者に「和協信条への署名」を義務づけることによって, 辛うじて「ドイツ・ルター派の神学的一致と合意形成」がはかられた⁽⁴⁴⁾。だが, それ以降も, カトリック神学者たちは, 『和協信条』が内包する「神学的な不一致点と矛盾点」を指弾し続け, さらに少数のルター派神学者たちも「和協信条に基づくルター派の神学的一致の虚構性」を批判する姿勢を見せた⁽⁴⁵⁾。

したがって, 印刷物の見出しに書かれている通り, この「所見文」が「マンスフェルトのルター派聖職者の手で記された文書」であったとすれば, この文書は, 「ルター派の神学的合意形成の在り方」に疑念を持ち, 「非ヨーロッパ地域での宣教に対するルター派の消極姿勢」に不満を抱く一人のルター派聖職者が「アンドレーエやケムニツなどのルター派の主流派に対する批判」を知人に宛てて密かに書き綴った「私的な内部告発文」であった, との推測が成り立ちうるであろう。

「所見文」の後半部分⁽⁴⁶⁾では, 「ルター派による日本での宣教の可能性」と「日本の地理的・文化的環境」との関わりについて興味深い議論が展開されており, この後半部分の記述は「当時のドイツ・ルター派による日本認識」の特徴を明らかにする上でも重要なテキストであるが, 紙幅の制約ゆえに, 本稿では「所見文」の後半部分の記述

には立ち入らず、続く(Ⅲ)で、「1587年版のテキストに加えられた変更」に検討を加えたい。

(Ⅲ) ドイツ語訳『天正遣欧使節記録』の改訂版(1587年)に示された《カトリック的性格》とその出版の背景としての《1580年代ドイツの教派対立》——「天正遣欧使節についてのルター派聖職者の所見文」と「イエズス会士によるルター派への論難」の繋がりをめぐって

(1) 「1587年刊の改訂版に加えられた変更」から浮かび上がるドイツ語訳『天正遣欧使節記録』の《カトリック的性格》

(Ⅱ)で論じたように、1585年版の『王と諸侯[…]に関する知らせ』の特徴の一つは、カトリックとプロテスタントのいずれの立場にも傾斜することのない「非教派的性格」が全編を覆っていることであり、この特徴は、同書の再版本である1586年版の『王と諸侯[…]に関する知らせ』にも、そのまま受け継がれていた。ところが、これとは対照的に、翌1587年に刊行された同書の改訂版(『数名の王と諸侯が、[彼らの]カトリック的・ローマ的・使徒的信仰ゆえに、先頃、日本からローマに派遣した使節についての、真実にして前代未聞なる知らせ』⁽⁴⁷⁾)の、そのタイトル頁のなかで、同書の編者は、同書の「反プロテスタント的でカトリック的な性格」を読者に向けて明示的なかたちで露わにしている。即ち、1587年刊の改訂版のタイトルの副題には、「その[日本]地域及び諸島についての簡潔な記述、並びに、この使節派遣をどのように見なすべきかについての一人のルター派信徒の所見と熟慮(eines Lutherischen Vrtheil vnd Bedencken)」という記載の後に、さらに次のよう

な新たな「但し書き」が付されているのである。

「これら[の記述]から、[…]カトリック的・使徒的信仰(Catholische Apostolische Glaub)がローマ教会の教師たちによって異教徒たちに布教されていること、そして異端的な説教師たち(Ketzerische Predicanten)[プロテスタント聖職者たち]がそれ[カトリック的・使徒的信仰]を旧きキリスト教徒たち[カトリック信徒たち]から摘み取っていることを、明白に窺い知ることができる」。

このように、1587年版の編者は、「カトリック的信仰を妨げようとする異端的な説教師たち[プロテスタント聖職者たち]への非難の言葉」を「印刷物の表紙の但し書き」として新たに書き加えることによって、この印刷物が「反プロテスタント的でカトリック的なスタンスに基づく出版物」であることを公に明示したのである。

さらに、この印刷物の「カトリック的な性格」を読者に告知するためのもう一つの仕掛けが、1587年刊の『王と諸侯[…]に関する知らせ』の改訂版のなかに施されている。それは、この1587年版の末尾に新たに追加された、旧約聖書の『詩編』からの引用文である。1587年版の末尾には、ローマ・カトリック教会のVulgata聖書の章番号に基づいて、「『詩編』101編(Psal.101.)」という典拠が示されたのちに、「国々は主の御名を恐れ地上の王は皆、その栄光におののくでしょう」⁽⁴⁸⁾というVulgata聖書のラテン語テキストが記されているが⁽⁴⁹⁾、実はこの聖書のテキストは、ルターによるドイツ語訳聖書では、『詩編』102編に分類されているテキストなのである⁽⁵⁰⁾。したがって、この聖書のテキストが「『詩編』101編」というVulgata聖書の章番号とともに書物の末尾に掲載

されていることは「この印刷物がルター派の編者によってではなくカトリックの編者によって公刊された書物であること」を示す証左に他ならず、同書の末尾に Vulgata 聖書のラテン語テキストを Vulgata 聖書の章番号とともに掲載する、という編者の行為そのものが、この印刷物の「反ルター主義的でカトリック的な性格」を読者たちに明示的に知らしめるための、ある種の「合図（サイン）」であった、という推測も成り立ちうるであろう。

(I) で見たように、従来の研究では、『王と諸侯 […] に関する知らせ』の来歴をめぐって、同書を「プロテスタントによる出版物」と見なす見解と「イエズス会士ローゼンブシュによる出版物」と見なす見解の双方が併存してきたが、1587年刊の改訂版に新たに付された「表紙の但し書き」と「聖書から引用文」を手がかりにして同書の性格を再検討する、という試みはこれまでなされてこなかった。しかしながら、上述の「表紙の但し書き」と「聖書からの引用文」の内容を鑑みれば、1587年刊の同書の改訂版が「反プロテスタント的でカトリック的な性格を持つ出版物」であったことは明らかであり、同書の原本である1585年版及び1586年版の『王と諸侯 […] に関する知らせ』もまた同様に「カトリック的な出版物」であった、と推測するのが妥当であろう。

このように、『王と諸侯 […] に関する知らせ』が「反プロテスタント的でカトリック的な性格の出版物」であった、という前提に立脚すると、同書の出版の目的と、同書に掲載された「天正遣欧使節についてのルター派聖職者の所見文」の掲載の目的についても、より具体的な仮説を立てることが可能になる。即ち、『王と諸侯 […] に関する知らせ』の編者が、「天正遣欧使節に関するローマ教皇庁の公式のラテン語の記録」を「ドイツにおける対抗宗教改革の情報宣伝の題材」として利

用するために、同記録をドイツ語に翻訳して印刷に付したこと、さらに、同記録に対する「ルター派信徒たちの広範な関心」を呼び覚まし、同記録を「ルター派との論争」に組み入れ、「日本からの使節派遣」の信憑性に対する「ルター派の疑念」を払拭するために、「日本からの使節派遣」を「事実」と認定したマンズフェルトのルター派聖職者の「所見文」が同書に併録されるに至ったことが、仮説として提示できるのである。こうした仮説を立てると、『王と諸侯 […] に関する知らせ』の編者が同書を「作者名・印刷業者名・印刷地」の記載なしで刊行した、その理由も仄見えてくる。1564年のローマ教皇庁の『禁書目録と10規則』の第2規則によって、「宗教を公然と論ずる […] 異端者たち[プロテスタント]の書籍」⁽⁵¹⁾をカトリック地域で出版することは禁じられていたために、『王と諸侯 […] に関する知らせ』の編者は、「ルター派聖職者の所見文」を同書に収録するにあたって、ローマ・カトリック教会の検閲制度を介することなしに、それを「非公式の匿名の印刷物」という形態で出版・流通させた、との憶測が成り立つのである。

続く、(2) と (3) では、「ルター派聖職者の所見文」と「1580年代のドイツのイエズス会士たちによるルター派への論難」との結びつきを示す2つの具体的事例を検証することを通して、この仮説の一端を裏付けてみたい。

(2) 「ルター派の結婚観」に対するイエズス会士たちの論難の根拠としての「ルター派聖職者の所見文」——1587年版の「ルター派聖職者の所見文」への《文章の挿入》と《イエズス会士の議論》の間の因果関係をめぐる考察
『王と諸侯 […] に関する知らせ』に収録された「マンズフェルトのルター派聖職者の所見文」

と「カトリックの論者たちによるルター派への論難」との間の因果関係を示す直接的な証拠は、ごく僅かしか残されていない。その僅かな証拠の一つと見なしうるのが、17世紀以降の一連の書誌学的記述のなかで『王と諸侯 […]』に関する知らせ』の編者と目されてきたアウクスブルクのイエズス会士ローゼンブシュが、ヴェルテンベルク公領のルター派神学者ルーカス・オジアンダーによる「イエズス会士への批判」に反駁するために1586年に刊行したドイツ語パンフレット（『クリストフ・ローゼンブシュの再抗弁』⁽⁵²⁾ [以下『再抗弁』と略]）である。

オジアンダーは、1585年刊のドイツ語パンフレット（『イエズス会士たちの血に飢えた陰謀と邪悪なる策略についての警告』⁽⁵³⁾）のなかで、プラハのイエズス会士たちが1585年に神聖ローマ皇帝ルドルフ2世に献呈した「ラテン語の詩文の付された彩色木版画」について論及し、「イエズス会士たちが皇帝に献じた絵と詩文」のなかに「ルター派の殲滅を扇動する表現」が含まれていることを告発した。このパンフレットの出版がきっかけとなって、1580年代末に至るまで、当時のドイツにおける対抗宗教改革の代表的な論客であったオーストリア大公領のイエズス会士ゲオルク・シェーラーやその盟友であるローゼンブシュとオジアンダーとの間で激しい論争と印刷物の出版の応酬が繰り返されることになる⁽⁵⁴⁾。

その過程で、シェーラーは、1586年刊のドイツ語パンフレット（『毒蜘蛛であるルーカス・オジアンダーに対するイエズス会士の潔白の保護』）において「日本からの天正遣欧使節の来欧」を論争の題材に取り上げたが⁽⁵⁵⁾、オジアンダーは、同年に刊行したドイツ語パンフレット（『二匹の毒蜘蛛であるゲオルク・シェーラーとクリストフ・ローゼンブシュに対抗するための弁明』）のなかでこれに反

駁し、「（ローマに到来した）日本の領主たち〔天正遣欧使節〕について書かれたことは、偽装された喜劇（einer angestellten Comedi）や偽証工作（subornation）にととてもよく似ている。彼ら〔日本から来欧したと言われている使節〕は、〔実際には〕日本（Iaponia）からではなく、ラップランド（Lappenland）から、ローマ（Rom）に赴いたのかもしれない」⁽⁵⁶⁾と記した。このオジアンダーの発言に対して、ローゼンブシュは、1586年の『再抗弁』のなかで反論を行い、『王と諸侯 […]』に関する知らせ』に収録された「マンسفエルトのルター派聖職者の所見文」の内容を引き合いに出しながら、次のように述べているのである。

「[…] オジアンダーは、インドと日本の使節たち（die Jndianischen vnd Japonischen Gesandten）を喜劇（Comedi）に貶めようとしている。確かに、汝らの目から見れば、それは不可思議な事柄であり、喜劇〔のように見える〕かもしれない。なにしろ、汝らは、古代のローマの歴史書をこれまでに一度も読んだこともなく、かつて遠隔の地〔の人々〕が彼らの使節をローマの君主や皇帝のもとに派遣したことも〔知らないのだろうか〕 […]。オジアンダーは〔遠隔の地に赴くことなしに〕 […] [そのまま] ラップの地（Lappia）に留まっているがよい。 […] しかし [実のところ]、汝は、どのようにすれば女性（das Weiblich Geschlecht）や […] 「お誘いください、わたしを（trahe me post te）」 [『雅歌』1章4節] [という言葉に口にする者] が [自分に] 同行してくれるか、について [ばかり] 気にかけている。 […] これらの事柄については、 [実際に] マンスフェルトの人 [マンسفエルトのルター派聖職者] が [所見文を] 著しているのである（darvon Mansfeldensis schreibt）。」⁽⁵⁷⁾

この引用箇所末尾に見られる「マンスフェルトのルター派聖職者の所見文」についての言及は、1580年代のドイツにおける「ルター派神学者とイエズス会士の論争」のなかで「ルター派聖職者の所見文」が「イエズス会士によるルター派への論難の題材」として用いられていたことを示す明確な証拠である。

この引用箇所、ローゼンブシュは、「マンスフェルトのルター派聖職者の所見文の記述」を根拠に挙げながら、「非ヨーロッパ地域での宣教活動に対するルター派の消極姿勢」を批判し、「遠隔の地への派遣に際して女性の同伴の有無を気にかけるルター派聖職者の態度」を揶揄しているが、このローゼンブシュの言及は、具体的には、「ルター派聖職者の所見文」のいかなる記述に照応しているのだろうか。実は、この箇所、ローゼンブシュが根拠に挙げている記述こそ、他にもない、1587年刊の改訂版に収録された「ルター派聖職者の所見文」[以下「1587年版の所見文」と略]に新たに追加された約3頁に亘る挿入箇所⁽⁵⁸⁾のテキストなのである。「1587年版の所見文」の末尾にも、1585年版（及び1586年版）の「所見文」と全く同様の「地名・日付・匿名の署名」が付されており⁽⁵⁹⁾、約3頁に亘る挿入箇所を除けば、「所見文」のテキストは1585年版（及び1586年版）に収録されたテキストとほぼ同一である。

そこで次に、「1587年版の所見文」に追加された約3頁に亘る挿入箇所の内容に簡単に検討を加えてみたい。約3頁に亘る挿入箇所は、(II)で引用した「[...]若い聖職者たちは、[...]彼らの[育てている]か弱い子供たちゆえに、このような長旅に出ることができないでいる[...]」という記述を含む節の後段部分に挿入されており、「非ヨーロッパ地域へのルター派聖職者の渡航が困難である理由」についてのマンスフェルトの聖職者の考

察の一部をなしている。

その挿入箇所、取り上げられているテーマは、「非ヨーロッパ地域に渡航する聖職者の結婚生活」をめぐる問題である。その箇所、所見文の筆者は、「非ヨーロッパ地域に渡航する聖職者に対して彼の妻が同行を拒んだ場合」を想定しつつ、1550年代にヴィッテンベルクで刊行された『ルター全集』の第6巻に収録された「結婚」に関するルターの説教（『結婚生活について』[1522年]）の一部に独自の解釈を加えている。ルターは、『結婚生活について』のなかで、旧約聖書の『エステル記』1～2章に記された「クセルクセス王（アハシュエロス）が王妃ワシュティと離縁し、新たにエステルを王妃としたエピソード」を取り上げているが⁽⁶⁰⁾、所見文の筆者は、このルターの記述を引き合いに出しながら、「彼[ルター]は、結婚生活（Ehelichen Wercken）において妻がその夫に従おうとしない場合には、その男性が[他の]女性に呼びかけを行う（appellieren）[...]ことを許した」⁽⁶¹⁾と解釈し、「聖職者の再婚」の可能性に言及する。そればかりでなく筆者は、「われわれが遠隔の地（so ferre Landt）に派遣する[神の]言葉に仕える者[ルター派聖職者]たちが[...]他の女性たち（andern Weibspersonen）と間に合わせの関係をとり結び[...]、故国に残された妻たち（heimgelassenē Frawen）が彼女の隣人たち（jren Nachbauren）と間に合わせの関係をとり結ぶ（sich ... behelffen）こと[...]も、[...]ルターの[...]教説に照らして[...]許されるのではないか」⁽⁶²⁾と主張する。「ルター派の教義のなかでの結婚生活の位置づけ」に関する筆者の考察は、「旧約聖書（alten Testament）のなかで許容されている複婚（Polygamia）、即ち、一人の男性が[...]複数の妻（mehr daß eine vnd vil Weiber）を娶ってよいこと」⁽⁶³⁾の可否をめぐる問題にまで及ぶが、その考察は明確な結論

に辿り着くことはなく、「このことについて考えれば考えるほど、私はますます誤りに陥っていってしまう」⁽⁶⁴⁾ という気弱な発言によって一気に萎んでしまう。そして筆者は最後に、「代父殿よ、[...] どうか私をこのような夢 (traum) から救い出してほしい [...]。この [ここで述べた] 事柄が教皇主義者たちに知れ渡る (offenbar) ことのないよう、私は望みたい。そうでなくても、彼ら [カトリック信徒たち] は我々の手の内を知り過ぎているのだから」⁽⁶⁵⁾ と述べ、この「代父殿への口止めの言葉」によって、約3頁に亘る挿入箇所の記事は終わっている。

1586年刊の『再抗弁』のなかで、ローゼンブシュは、このマンスフェルトのルター派聖職者の発言を引き合いに出しながら、「プロテスタント諸派に特有の《聖職者の妻帯》が非ヨーロッパ地域での宣教活動の妨げとなっていること」を糾弾し、「聖職者の妻帯」を認めるルター派の結婚観の「いかがわしさ」を読者に印象づけようとしたのである。

だが、ここで改めて想起しなければならないのは、このローゼンブシュのパンフレット（『再抗弁』）が、1587年に『王と諸侯 [...] に関する知らせ』の改訂版が出版される、その前年（1586年）に、既に出版に付されていた、という事実である。したがってローゼンブシュは、『王と諸侯 [...] に関する知らせ』の改訂版が出版されるよりも前の時点で、その改訂版に追加されることになる「記述」の内容を既に知っていた、ということになる。1586年刊のローゼンブシュの『再抗弁』の記事のなかに1587年に刊行されることになる『王と諸侯 [...] に関する知らせ』の改訂版の内容が既に盛り込まれていた、という、この事実は、「ローゼンブシュが『王と諸侯 [...] に関する知らせ』の編者である」という旧来の説の信憑性を裏付ける新たな傍証となるであろう。そして、ローゼンブシュ

が1587年刊の『王と諸侯 [...] に関する知らせ』の改訂版の編纂に携わっていたとすれば、「1587年版の所見文への新たな文章の追加」は「ルター派との論争を有利に進めるための策」であった、と推測するのが妥当だが、そこで問題となるのは、「1587年版の所見文に新たに追加されたテキスト」は本当に「ルター派聖職者が記したオリジナルの所見文に含まれていたテキスト」だったのか否か、という点である。この問題について本稿でこれ以上の考察を行うことは差し控えたいが、「ローゼンブシュのルター派への論難」を補強する文章が「1587年版の所見文」に新たに追加されている、という事実は、「1587年版の所見文」と「オリジナルの所見文」との間の《史料としての整合性》、さらには「天正遣欧使節に関するルター派聖職者の所見文」そのものの《史料としての信憑性》についての再検討の必要性を示唆するものである。

「1587年版の所見文」に新たに挿入された「ルター派聖職者の結婚生活に関する記述」と「同時期のドイツのイエズス会士によるルター派への論難」との繋がりを示唆する、もう一つの間接的な証拠と見なしうるのが、「オジアンダーへの論難」に際してローゼンブシュの協力者となったイエズス会士シェーラーが「ルター派への批判点」を一般大衆にわかりやすく解説するために1588年に出版したドイツ語パンフレット（『ルター派の乞食マント』⁽⁶⁶⁾ [以下『乞食マント』と略]）である。

このパンフレットのなかでシェーラーは、ローマ・カトリック教会の「聖職者の独身制」と対比させるかたちで、「聖職者の妻帯」を認めるルター派の結婚観の「いかがわしさ」と「放埒さ」を読者に印象づけようとしている⁽⁶⁷⁾。その箇所でシェーラーは、1527年にハーゲナウで刊行されたルターの『創世記についての説教』のラテン語テキスト⁽⁶⁸⁾と1560年にイエーナで刊行された『ル

ター全集』の第4巻⁽⁶⁹⁾に収録された同説教のドイツ語テキストを典拠に挙げながら、「マルティン・ルターは、一人のキリスト者は、罪を犯すことなしに、同時に […] 複数の妻 (mehr Weiber) を娶ってよい […] と唱えた」⁽⁷⁰⁾と主張し、さらに「ルターは […] , [旧約聖書に記された] 族長たち (Patriarchen) や古代ユダヤ人たち (alten Juden) の先例に倣って、二人よりもなお多くの妻 (mehr denn zwey Weiber) を [娶ることを] 容認した」⁽⁷¹⁾と記している。

シェーラーが典拠に挙げている『創世記についての説教』のドイツ語テキストのなかで、ルターは、『創世記』16章に記された「アブラムの妻サラは、エジプト人の女奴隷ハガルを連れて来て、夫アブラムの側女とした」⁽⁷²⁾という記述に注解を加え、「一人の男性が複数の妻 (mehr denn ein Weib) を娶ることは容認されるのか」⁽⁷³⁾という問いを立てている。その箇所ではルターは、「旧約聖書に記されたアブラム (アブラハム) の時代の族長たちの結婚観」と「キリスト教の結婚観」との間に横たわる《歴史的な隔たり》と《救済史的な因果関係》に目を配りながら、「一人の男性が複数の妻を娶ること」は「[新約聖書の] 福音を通じて廃止された (durchs Euangelium auffgehoben)」と述べ、「アブラムが行った幾つかの外的な行為は、現在では廃止されている (nu auffgehoben)」と論じている⁽⁷⁴⁾。しかし他方でルターは、それに続く箇所では、「旧約聖書 (alten Testament) のなかで父祖たち (den Vetern) によって […] 外的に為された […] 全てのことは、自由であり、禁じられてはいない (frey sein solle/nicht verboten) […]」⁽⁷⁵⁾とも述べている。このようにルターは、『創世記についての説教』のなかで、「旧約聖書の律法と新約聖書の福音との関係づけ」に関して多義的な解釈の余地を残す議論を展開しているが、シェーラーは、

このルターの議論に一面的な解釈を加えることによって、「ルターは複数の妻を娶ることを容認した」と断定し、ルター派の結婚観の「放埒さ」を読者にアピールしようとしたのである。

1588年刊の『乞食マント』のなかで、シェーラーはもっぱら「ルターのテキスト」を引き合いに出しながら「ルター派の結婚観」への批判を展開しており、「マンسفェルトのルター派聖職者の所見文」についての明示的な言及はなされていないが、『乞食マント』に記された《ルターの結婚観をめぐるシェーラーの議論》と「1587年版の所見文」に挿入された《聖職者の結婚生活についての議論》との間に顕著な類似性（とりわけ「ルターによる複婚の容認」に関する2つのテキストの記述の類似性）が認められること、さらにシェーラーの協力者であったローゼンブシュが『再抗弁』のなかで「1587年版の所見文」を典拠に挙げながら「ルター派の結婚観」への批判を展開していることを鑑みるならば、『乞食マント』のなかでの「ルター派の結婚観」に関するシェーラーの議論にも「1587年版の所見文」の記述が一定の影響を及ぼしていた、と推測するのが妥当であろう。したがって、1586年刊のローゼンブシュの『再抗弁』の記述のみならず、この1588年刊のシェーラーの『乞食マント』の記述からも、「天正遣欧使節に関するルター派聖職者の所見文」と「ドイツのイエズス会士たちによるルター派への論難」との《繋がり》が垣間見えるのである。

(3) 「教皇の足への接吻」をめぐる《ルター派とイエズス会士の論争》と「ルター派聖職者の所見文」——「日本のキリシタン大名のローマ教皇宛の書状」が喚起した議論と「ローマ教皇の上位支配権への日本の支配者たちの服属」という論点
「天正遣欧使節についてのルター派聖職者の所

見文」と「1580年代のドイツのイエズス会士たちによるルター派への論難」との間の因果関係を示す第2の直接的な証拠は、ルター派神学者との論争の過程でイエズス会士シェーラーが1586年に刊行したドイツ語パンフレット（『ヴェルテンベルクの […] 神学者たちが […] 最近流布させた怒りに満ちた誹謗文書に対するゲオルク・シェーラーの穏やかなる返答』⁽⁷⁶⁾ [以下『穏やかなる返答』と略])である。

2017年の拙論文で詳しく論じたように⁽⁷⁷⁾、シェーラーは、このパンフレットのなかで、「1570年代～1580年代初頭のドイツのルター派神学者たちとコンスタンティノープル総主教との間の連携交渉の失敗」に言及した上で、「日本からの天正遣欧使節の来欧」を議論の題材に取り上げて、「日本からの使節の来欧」を「日本の支配者たちのローマ教皇への全面的服従の意思表示」と解釈し、「ルター派と東方正教会の連携の失敗」と対比させるかたちで、「ローマ教皇庁と日本の支配者の連携の成功」を「ルター派に対するカトリックの優位を象徴する出来事」として喧伝している。そしてシェーラーは、自らの主張を裏付ける「証拠」として、「天正遣欧使節に関するローマ教皇庁の公式のラテン語の記録」に収録されている「日本のキリシタン大名（大友宗麟、有馬晴信、大村純忠）のローマ教皇宛の書状」⁽⁷⁸⁾をドイツ語に翻訳してパンフレットに掲載し⁽⁷⁹⁾、3名の「日本の支配者」がいずれも書状のなかで「教皇の御足に接吻し、自らの頭の上にその御足を戴く意思」を表明していることを指摘しつつ、次のように述べている。

「汝ら [ルター派神学者たち] […] は、ドイツにおいて教皇の頭の上に座し、汝らの臭い足 (stinckende Füß) で彼 [教皇] を踏み付けようとするが、これらの強大な、そして今やキリスト

教徒となった [日本の] 王たちは、彼らの使節と書状とを介して、彼らが《大いなる神にして天地の王》の《代理人》として崇め敬うローマ司教 [教皇] の御足の下にひれ伏している。」⁽⁸⁰⁾

この引用箇所では、シェーラーは、「ルター派神学者の行動を揶揄する表現」として「臭い足 (stinckende Füß)」という極めて特徴的な言葉を用いているが、実はこの言葉こそが、「ルター派聖職者の所見文」と「シェーラーらイエズス会士たちによるルター派への論難」との繋がりを裏付ける直接的な証拠に他ならない。なぜならば、「ルター派聖職者の所見文」の以下の文章のなかでも、「教皇の足への接吻を揶揄する表現」として、これと全く同じ言葉が用いられているからである。

「[…] [日本からの使節の振る舞いには、] 異教的かつ偶像崇拜的な要素 (Heidnische vnd Abgöttische Sachen) が見出せる。というのも、[日本の] 王たちは彼らの書状のなかで、イエズス会士 [の日本への派遣] について神への感謝の意を唱え、教皇を《キリストの代理人》《教会の長》《すべての信徒の父》と呼び、彼 [教皇] の臭い足 (stinckende Füß) に接吻することを切望しているばかりでなく、さらに、彼らの頭をその [教皇の足の] 下に差し入れること […] までも切望しているのだから。」⁽⁸¹⁾

1586年刊の『穏やかなる返答』のなかでシェーラーは「ルター派聖職者の所見文」についての明示的な言及は行っていないが、この2つのテキストのなかで「臭い足 (stinckende Füß)」という極めて特徴的な言葉が共通して用いられていること、そして双方のテキストのいずれにおいても「3名の日本のキリシタン大名のローマ教皇宛の書状

に記された《教皇の御足への接吻》の意思表示」が主題に取り上げられていることを鑑みれば、前述のシェーラーの発言が「ルター派聖職者の所見文」の上記の文章に対する「応答」として記されたものであったことは明らかであろう。

「教皇の足への接吻」に関する《ルター派聖職者の所見文の記述》と《シェーラーの発言》との間の繋がりを理解する上で重要なのは、16世紀前半の初期宗教改革の時代から、「教皇の足への接吻」という行為が、ドイツのルター派の論者たちによって「《教皇の神格化》と《教皇の異教的・アンチキリスト的な性格》を象徴する行為の一つ」と見なされるようになり、「教皇に対する風刺」の題材として取り上げられるようになっていた、という事実である。たとえば、1521年にルーカス・クラナハによって刊行された挿絵入りのパンフレット（『キリストとアンチキリストの受難物語』[ヴィッテンベルク、1521年]）では、「教皇のアンチキリスト的な性格」を示す挿絵の一つとして「教皇が有力者たちに《足への接吻》を要求する場面」が描かれ、その絵の下には次のような解説文が付されている。

「教皇は、傲慢にも、[...] 足 (fueß) を人々の前に突き出して接吻 (küßen) を要求する [...] 暴君たち (Tyrannen) や異教的な諸侯 (heydnischen fursten)[の振る舞い]を模倣している。それによって、『^{けもの}獣の像を拝もうとしない者があれば、皆殺しにさせた』という『ヨハネの黙示録』13章[15節]に記された内容が実現するためである。厚かましくもこのような接吻 (kussens) を彼の教令のなかで自慢することが、教皇には許されているのだ。[...]」⁽⁸²⁾

この解説文から見て取れるように、初期宗教改

革の時代のルター派の論者たちは、「教皇の足への接吻」という行為を「教皇が《政治的支配権》までも我が物とし、自らを《神格化》し、《異教的な暴君》のように振る舞っていること」を示す「象徴的な行為」と解釈し、この解釈を「ローマ教皇こそが『ヨハネの黙示録』に描かれたアンチキリストである」とする「ステレオタイプ化された反教皇プロパガンダの論理」のなかに組み入れていったのである⁽⁸³⁾。

さらに、上記のクラナハの解説文の後に、『グレゴリウス9世教令集』（1234年）の5巻33章12条(*Cum olim*)や『クレメンス5世教令集』（1317年）の5巻10章4条(*Si Summus Pontifex*)などの条項が典拠として挙げられていることから窺えるように⁽⁸⁴⁾、「教皇の足への接吻 (osculum)」という行為は、中世後期のローマ・カトリック教会のカノン法のなかで定式化されていた行為であり、紀元11世紀に教皇グレゴリウス7世によって作成された『教皇教書 (Dictatus Papae)』の第9命題（「全ての[政治的] 支配者たち (omnes principes) は、教皇ただ一人の足 (pedes) に接吻せよ」⁽⁸⁵⁾）に示されているが如く、「全世界の政治的支配者に対する教皇の上位支配権」を象徴する行為でもあった。

宗教改革者ルターは、宗教改革三大論文の一つに数えられる『キリスト教界の改善について、ドイツ国民のキリスト教貴族に与える』（ヴィッテンベルク、1520年）のなかで、「神聖ローマ皇帝に対するローマ教皇の上位支配権」を否定し、「教皇は皇帝に対していかなる支配権 (gewalt) も有してはならず [...], 今後は、皇帝が教皇の足に接吻したり (des bapsts fueße kusz), 彼 [教皇] の足に向かって跪く [...] などといった悪魔的な傲慢が許されてはならない」⁽⁸⁶⁾と述べた後で、さらに次のように記している。

「教皇の足への接吻 (fusz kussen des Bapsts) は、[今後は] もう実施しないようにすべきである。一人の哀れな罪深い人間が、彼よりも百倍もまともな人間に対して、彼の足への接吻 (seine fusz kussen) を要求する、などというのは、非キリスト教的な、いやそれどころか、アンチキリスト的な見本例 (Endchristlich exempel) である。」⁽⁸⁷⁾

こうしたルターの主張を敷衍するかたちで、「ローマ教皇の足への接吻」を「教皇のアンチキリスト的性格の象徴」と見なすルター派の論者たちの眼差しは、「政治的支配者に対するローマ教皇の上位支配権」を否定するルター派の基本的主張と分かちがたく結びつきながら、16世紀後半に至るまでドイツのルター派地域で影響力を保ち続けたのである。

このような初期宗教改革運動に淵源する「《教皇の足への接吻》に対するルター派の批判的眼差し」は、「天正遣欧使節についてのルター派聖職者の所見文」の冒頭の次のような記述のなかにも垣間見える。

「[...] はじめのうち、私には [...], それ [日本からの使節の来欧] は、イエズス会による捏造 (ein Jesuiterisch Gedicht) の如きものように思われた。即ち、教皇に名声を与え、教皇に媚びへつらうために、それ [捏造] がでっち上げられ、[その結果、] インド (Jndia) で幾人かの者たちが^{そそのか}唆されて、王たちの名前を詐称し、ローマに赴き、教皇の足に接吻する (dem Bapst die Füß küsseten) ように仕向けられたかの如く、[私には] 思われたのだ。なぜならば、そうでもしなければ、我々 [ヨーロッパの人々] のうちの誰一人として彼 [教皇] [の足] に接吻を行いたいなどとは思わないからだ (jhme sonst auß den Vnserigen keiner küssen

wil)。[...] それゆえ私は、[...] これに対抗するために直ちに書物を刊行し、このバビロンの悪女の巡察師たち (Visitatores der Babilonischen Huren) [イエズス会士たち] に [...] 反駁を加えようと決心した。」⁽⁸⁸⁾

この箇所では「所見文」の筆者は、「天正遣欧使節の来欧」という出来事を評して、「ヨーロッパで既に廃れつつある《教皇の足への接吻》の慣行を《ヨーロッパ人》の代わりに《異邦人》に演じさせるためにイエズス会士たちが仕組んだ捏造劇」と解釈し、それを『ヨハネの黙示録』17章に描かれた「バビロンの悪女のアンチキリスト的悪行」に擬えている。

「所見文」のなかで明示的には言及されていないものの、「所見文」の筆者が「天正遣欧使節」を「イエズス会士たちによるアンチキリスト的悪行」と解釈する際に重要な判断材料となったであろうテキストが、「[それを] 一度ならず熱心に読み返してみた」⁽⁸⁹⁾と筆者自身が証言している「天正遣欧使節に関するローマ教皇庁の公式のラテン語の記録」(『枢機卿会議の記録』)のなかに含まれている。それは、ローマでの天正遣欧使節の謁見式場でポルトガル出身のイエズス会士 G・ゴンサルヴェスが教皇の面前において行った記念演説(「日本の使節たちの入場に際してなされた演説」⁽⁹⁰⁾)のテキストである。(Ⅱ) で見たように、この「ゴンサルヴェスの演説」は、『王と諸侯 [...] に関する知らせ』にもドイツ語に翻訳されて収録されており⁽⁹¹⁾、『枢機卿会議の記録』に収録された諸文書のうちで最も長文のテキスト(全19頁のうち11頁)であるが、その演説の前半部の以下の箇所で、ゴンサルヴェスは、「政治的支配者に対する教皇の上位支配権」を否定するルター派の主張に真っ向から抗うように、「日本からローマ

教皇庁への使節の派遣を「日本の支配者たちによる《教皇の上位支配権への服属》の意思表示」として喧伝しているのである。

「これら […] [日本の] 王家に生まれた若者たち [天正遣欧使節] は、教皇グレゴリウス [13世] の御足 (pedes) の前にひれ伏し、彼らの王たち [使節を派遣した日本の支配者たち] の名において、《対等者》としての《友好関係 (amicitiam)》を求めるのではなく、むしろ、《臣下》としての《服従 (obedientiam)》を申し出ているのであります。 […] グレゴリウス将軍 (Gregorio duce) [教皇グレゴリウス 13世] [の命令] によって彼ら [日本の支配者たち] の支配地域にキリストの戦勝旗 (victricia CHRISTI signa) が翻るのを目の当たりにした彼ら [日本の支配者たち] は、自分たちが《ローマの信仰》即ち《キリスト教的・カトリック的信仰》の無敵の軍隊 (armis) に征服されたこと (superatos esse) を、自ら進んで告白しているのです。」⁽⁹²⁾

この引用箇所 で用いられている「グレゴリウス将軍」や「軍隊」といった言葉⁽⁹³⁾ から見て取れるように、ゴンサルヴェスは、「日本におけるカトリック宣教の成功」を「教皇グレゴリウス 13世の率いる軍隊の勝利」に擬え、あたかも日本のキリシタン大名が「征服者である教皇への服従」を誓うために使節をローマに派遣したかのように物語っている。こうした《比喩》のなかに、「天正遣欧使節の来欧」を「日本の支配者たちの《教皇の上位支配権への服属》の意思表示」として喧伝しようとするゴンサルヴェスの意図がはっきりと示されている。「ローマ教皇の支配権への日本の王たちの服従姿勢」を殊更に強調するゴンサルヴェスの語り口が、「所見文」の筆者たるルター派聖

職者の目に「アンチキリスト的傲慢さの表れ」と映じたであろうことは想像に難くない。

さらにゴンサルヴェスは、演説の後半部分で、天正遣欧使節を派遣した日本の支配者たちが教皇宛の書状のなかで「教皇の御足への接吻」を切望していることを強調した上で⁽⁹⁴⁾、「ローマ教皇座からこれほどまでに遠く離れた地 [日本] で […] 王国の貴顕の人士たちが […] ローマ教会の卓越性と権威を認識し、 […] 彼らにとっての最愛の者たち [遣欧使節] を介して教皇の御足に接吻すること (Summi Pontificis pedes osculari) を大いなる名誉と見なしている」ことと対比させながら、「これほど近隣の地域 [ヨーロッパ] において […] ローマ教皇座の権威に […] 敢えて論争 (controuersiam) を挑むために […] 大それた謀反に手を染めている者たち」⁽⁹⁵⁾にも言及し、「ローマ教皇の権威を否定するヨーロッパのプロテスタントの人々」に警告の言葉を発している。

このようにゴンサルヴェスは、その演説のなかで、「プロテスタントの人々の視線」を意識しながら、「天正遣欧使節を派遣した日本の支配者たちが《ローマ教皇の御足への接吻》を通じて《教皇の支配権》の下に服属したことを繰り返し強調しているが、天正遣欧使節の謁見式の場でのこうしたゴンサルヴェスの発言が、先に見た「ルター派の論者たちによる《教皇の足への接吻》についての批判的議論」に対する極めてあからさまで挑発的な対抗措置であったことは明らかであろう。「ルター派聖職者の所見文」のなかで筆者が「教皇の足への接吻」を揶揄する際に用いた「臭い足」という刺激的な表現からは、こうした「ゴンサルヴェスの挑発」に対するルター派の側からの「応酬」のニュアンスも嗅ぎ取れるのである。

このような文脈のなかで捉えるならば、1586年刊の『穏やかなる返答』でシェーラーが「ルター

派神学者の行動」を揶揄するために用いた「臭い足」という表現は、イエズス会士ゴンサルヴェスの挑発に対してルター派聖職者の所見文の筆者が放った「罵倒語」をイエズス会士シェーラーが再び所見文の筆者に向けて投げ返したものであった、と解釈するのが妥当であろう。そして、「ルター派聖職者の所見文」を収録した『王と諸侯 […] に関する知らせ』がイエズス会士ローゼンブシュの手で編纂された印刷物であった、という旧来の説に立脚するならば、ローゼンブシュは、「ルター派聖職者の所見文」を印刷物に収録することによって、新たな「ルター派への論難」の題材をシェーラーに提供した、という解釈も成り立ちうるのではないだろうか。このように、「ルター派聖職者の所見文」とシェーラーの『穏やかなる返答』のなかで共通して用いられている「臭い足」という罵倒表現に着目すると、「ルター派聖職者の所見文」と「イエズス会士たちによるルター派への論難」との間の《緊密な繋がり》のみならず、「天正遣欧使節の来欧」という出来事をきっかけに顕在化した、「政治的支配者に対する教皇の上位支配権」をめぐるイエズス会士とルター派の論者たちとの間の《認識の隔たり》までもが、そこから垣間見えてくるのである。

本稿では、1585年に刊行された『日本からの天正遣欧使節の来欧記録』のドイツ語訳パンフレット（『王と諸侯 […] に関する知らせ』）とそこに収録された「天正遣欧使節についてのルター派聖職者の所見文」の来歴に分析を加え、「1587年刊の同書の改訂版に加えられた変更」を手がかりに、同書の「カトリック出版物」としての性格を明らかにするとともに、「1587年版の所見文」に新たに追加された約3頁に亘る挿入箇所と1586年刊のイエズス会士ローゼンブシュのパンフレットの記述を照合することによって、「ローゼンブシュが

『王と諸侯 […] に関する知らせ』の編者である」という旧来の説の裏付けとなる新たな傍証を提示した。そして、「日本からの使節の来欧」を「事実」と認定した「天正遣欧使節についてのルター派聖職者の所見文」の記述が「天正遣欧使節に対するルター派の疑念」を晴らすための重要な論拠となっていたことを示した上で、「①ルター派の結婚観」「②教皇の足への接吻」という2つのテーマに関する1580年代のイエズス会士たちの議論の分析を通じて、「天正遣欧使節についてのルター派聖職者の所見文」が「イエズス会士によるルター派への論難」の題材として用いられていたことを実証し、さらに、1580年代の教派对立の下で「天正遣欧使節」をめぐる議論が「イエズス会士とルター派との間の立場の距たり」をより一層顕在化させる役割を演じていたことを明らかにした。とりわけ、宗教改革者ルターが「神聖ローマ皇帝に対する教皇の上位支配権」の《象徴》と見なして痛烈に批判した「教皇の足への接吻」の慣行が「天正遣欧使節を派遣した日本の支配者たち」によって「ヨーロッパ人」の代わりに演じられた、という「ルター派聖職者の所見文」の指摘は、当時のヨーロッパのルター派の論者が「天正遣欧使節の来欧」をどのように捉えていたかを窺い知るための貴重な手がかりである。

他方で、本稿の(Ⅲ)の(2)で指摘した、「天正遣欧使節についてのルター派聖職者の所見文」の《史料としての信憑性》に関する問い、即ち、「1587年版の所見文」に新たに追加された約3頁に亘る挿入箇所は果たして本当に「オリジナルの所見文」に含まれていたテキストなのか否か、さらに「オリジナルの所見文」そのものの実在をどのようにして証明できるのか、といった問いに関しては、未だに不分明な点が多く、今後の研究の展開によっては、「ルター派聖職者の所見文」の《史料

としての位置づけ》そのものを大きく見直す必要が生じる可能性も否定できない。また、本稿の(Ⅱ)で述べたように、今回考察を加えることのできなかった「ルター派聖職者の所見文」の後半部分の記述には「当時のドイツ・ルター派による日本認識」の特徴を明らかにするための重要な記述が含まれているので、稿を改めて、考察の機会を設けたい。

補記

引用文中の [] の中に記された語句は、本稿著者による補足を表し、[...] は、省略箇所を表している。引用文中に () で挿入した原文表記や注の史料表題表記では、史料のなかで用いられている近世ヨーロッパ諸言語の綴りと省略記号をそのまま使用しており（但し、近世ドイツ語に見られる特殊なウムラウト表記は、現代ドイツ語のウムラウト表記に改めた）、名詞・形容詞・冠詞の格変化に関しても、原文中の表記をそのまま使用している。そのために、日本語翻訳文の格助詞と () に挿入した原文表記の格変化とが照応していない箇所がある。注記中の VD16 及び VD17 の書誌データは、『ドイツ語圏で出版された 16 世紀の印刷物の目録』(*Verzeichnis der im deutschen Sprachbereich erschienenen Drucke des XVI. Jahrhunderts*, Stuttgart, 1983-2000) と、この目録のデータに基づいて増補・編纂・公開されているバイエルン図書館連盟及びドイツ研究振興協会のオンライン・データベース <<http://www.vd16.de/>> 及び <<http://www.vd17.de/>> (2022 年 9 月 15 日時点) に依拠している。また、注で用いた略記は以下の通り。R. Streit, *Bibliotheca Missionum*, Bd.4, Aachen, 1928 (=BM IV) ; *Bibliographischer ALT-JAPAN-KATALOG 1542-1853*, Kyoto, 1940 (=AJK) 。なお、注記中の聖書の参照箇所は、『聖書・新共同訳』日本聖書協会、1996 年に拠っている。本稿は、科学研究費補助金(基盤研究 C・課題番号 21520759) の助成を受けた研究成果の一部であるとともに、人間文化研究機構国際日本文化研究センターが実施した共同研究「西洋における日本観の形成と展開」の成果である。

- (1) R. Streit, *Bibliotheca Missionum*, Aachen, 1916.
- (2) 戸叶勝也『ドイツ出版の社会史』, 三修社, 1992 年, 16-40 頁; R. Stöber, *Deutsche Pressegeschichte*, 2. Auflage, Konstanz, 2005, S.15-34.
- (3) *Sendschreiben/ ... Ludouici Froes/ von der Societet Jesu auß Japponia...*, München, 1583 (VD16 F 3074). Vgl. BM IV, Nr.1603 ; AJK, Nr.526.

- (4) *Sendschreiben*, Bl.A3b.
- (5) *Ibid.*, Bl.A2b-A3a.
- (6) *Ibid.*, Bl.A3a.
- (7) A. Boscaro, *Sixteenth Century European Printed Works on the First Japanese Mission to Europe*, Leiden, 1973, pp.186-188.
- (8) *Zeitung/ Welcher Gestalt/ im Martio dieses fünffvndachtzigsten Jars/ etlich König vnd Fürsten auß Japponia ihre Abgesandten/ deß Glaubens halben/ gen Rom geschickt haben...*, o.O., 1585 (VD16 A 142). Vgl. AJK, Nr.1620; Boscaro, *op.cit.*, no.33.
- (9) ボスカロの書誌学的研究のなかでリストアップされている 78 点の印刷物のうち、「印刷業者名と印刷地」についてのデータが確認できない印刷物は 4 点のみであり、そのうちの 3 点が、『王と諸侯 [...] に関する知らせ』と 1586 年及び 1587 年に刊行された同書の再版本である。Boscaro, *op.cit.*, p.192 を参照せよ。
- (10) VD16 A 145. Vgl. BM IV, Nr.1675; AJK, Nr.1621; Boscaro, *op.cit.*, no.53.
- (11) VD16 ZV 20533. Vgl. AJK, Nr.1622; Boscaro, *op.cit.*, no.56.
- (12) G. Kantenich, Eine japanische Gesandtschaft an den päpstlichen Stuhl im Jahre 1585, in: *Beilage zur Allgemeinen Zeitung*, Nr.212 (1905,7-9), S.508-511.
- (13) D. F. Lach, *Asia in the Making of Europe, Vol.1-1*, Chicago, 1965, p.702.
- (14) P. Kapitza (Hg.), *Japan in Europa, Bd.1*, München, 1990, S.143.
- (15) ローゼンブシュのアウクスブルクでの活動とその生涯については、B. Duhr, *Geschichte der Jesuiten in den Ländern deutscher Zunge, Bd.1*, Freiburg (Breisgau), 1907, S.88; Art. „Rosenbusch, Christoph, auch Roseffus“, in: *Deutsche Biographische Enzyklopädie, Bd.8*, München, 2007, S.537 を参照せよ。
- (16) P. Alegambe, *BIBLIOTHECA SCRIPTORVM SOCIETATIS IESV*, Antwerpen, 1643, p.165. なお、スペイン出身のイエズス会士 P・リバデネイラは、1608 年に編纂・刊行した『傑出したイエズス会の作者たちの目録』のなかで「彼 [ローゼンブシュ] はイタリア語から『日本の君主たちの旅行記 (*Itinerarium Principum Iaponiorum*)』と多くの『日本書翰 (*Epistolas Iaponicas*)』を翻訳した」と記しているが、このイタリア語の『日本の君主たちの旅行記』はグイード・グワルティエリ作の『天正遣欧使節行記』(G. Gualtieri,

- RELATIONI DELLA VENUTA DEGLI AMBASCIATORI GIAPONESI...*, Venetia, 1586) を指していると推定される (P. Ribadeneira, *ILLVSTRIVM SCRIPTORVM RELIGIONIS SOCIETATIS IESV CATALOGVS*, Antwerpen, 1608, p.43)。このリバデネイラの記述とアレガンベの記述との整合性については、なお検討の余地がある。
- (17) N. Sotwell, *BIBLIOTHECA SCRIPTORVM SOCIETATIS IESV*, Roma, 1676, p.308.
- (18) F. A. Veith, *BIBLIOTHECA AUGUSTANA, Alphabetum V.*, Augsburg, 1789, p.196.
- (19) A. de Backer, *BIBLIOTHÈQUE DES ÉCRIVAINS DE LA COMPAGNIE DE JÉSUS, Sér.I*, Liège, 1853, p.64; C. Sommervogel, *BIBLIOTHÈQUE DE LA COMPAGNIE DE JÉSUS, Tom.7*, la Province de Belgique, 1896, p.135.
- (20) Boscaro, *op.cit.*, p.72.
- (21) *Ibid.*, p.118.
- (22) 本稿では、「ドイツ」という名称を、原則として「16世紀の神聖ローマ帝国の支配地域」を指す言葉として用いており、そこには現代のチェコやオーストリアの領土も含まれる。
- (23) *ACTA CONSISTORII PVBLICE EXHIBITI A S.D.N. GREGORIO PAPA XIII. REGVM IAPONIORVM LEGATIS ROMAE, DIE XXIII. MARTII. M. D. LXXXV*, Roma, 1585. Vgl. BM IV, Nr.1619 ; AJK, Nr.33; Boscaro, *op.cit.*, no.2; 『国際日本文化研究センター所蔵日本関係欧文図書目録 第4巻』, 国際日本文化研究センター, 2018年, 17-18頁, no.1064。同『記録』の日本語訳が『大日本史料・第11編別巻之一・天正遣欧使節関係史料(1)』, 東京大学出版会, 1959年, 238-260頁に収められている。なお、後述の如く、同『記録』は、1585年にドイツのディリンゲンでも刊行されており (*ACTA CONSISTORII PVBLICE EXHIBITI A S.D.N. GREGORIO PAPA XIII. REGVM IAPONIORVM LEGATIS ROMAE, DIE XXIII. MARTII. M. D. LXXXV*, Dillingen, 1585 [VD16 A 140])、本稿での《同書からの引用》に際しては、このディリンゲン版を用いることとする。
- (24) Boscaro, *op.cit.*, no.3-9.
- (25) ドイツ語の「evangelisch」は「福音主義の」を意味する言葉であるが、16世紀のドイツにおいて「evangelisch」という言葉が主に「ルター派」を指す言葉として用いられていたこと、さらに後述の1587年刊の『王と諸侯 [...] に関する知らせ] の改訂版のタイトルの副題で「所見文の筆者」を指す言葉として「ルター派」という言葉が用いられていることに鑑みて、本稿では、『王と諸侯 [...] に関する知らせ] に収録された「所見文」を指す言葉として「ルター派聖職者の所見文」という表現を用いている。
- (26) *Zeitung/ Welcher Gestaltt*, Bl.D3b (S.28).
- (27) *Ibid.*, Bl.D3b-F4b (S.28-46)。但し、S.45とS.46の頁数は誤ってS.33とS.48と印刷されている。この「ルター派聖職者の所見文」の前半部分 (*Zeitung/ Welcher Gestaltt*, Bl.D3b-E3b [S.28-36]) は、Kapitza (Hg.), a. a. O., S.150-153に、現代活字に翻刻されたかたちで収録されている。
- (28) *Zeitung/ Welcher Gestaltt*, Bl.D3b (S.28).
- (29) ローマ教皇グレゴリウス13世による「ユリウス暦からグレゴリウス暦への改暦」とそれに端を発する「カトリックとプロテスタント諸派の対立」について、永田諒一『ドイツ近世の社会と教会』, ミネルヴァ書房, 2000年, 209-220頁を参照せよ。
- (30) *Zeitung/ Welcher Gestaltt*, Bl.F4b (S.46).
- (31) *Ibid.*, Bl.D3b (S.28).
- (32) *Ibid.* この箇所の記述の詳細については、本稿の(Ⅲ)の(3)を参照のこと。
- (33) *Zeitung/ Welcher Gestaltt*, Bl.D4a (S.29).
- (34) Hilarius a S.Anastasio, *ANTIQUISSIMA CATHOLICæque Religionis semita...*, Wien, 1653 (VD17 1:077647X), Bl.A7a (S.13).
- (35) *Zeitung/ Welcher Gestaltt*, Bl.E1a (S.31).
- (36) 『エレミヤ書』3章18節。
- (37) *Zeitung/ Welcher Gestaltt*, Bl.E1a (S.31).
- (38) *Ibid.*, Bl.D4b (S.30).
- (39) *Ibid.*, Bl.E1a-E1b (S.31-32).
- (40) *Ibid.*, Bl.E2a (S.33).
- (41) *Ibid.*
- (42) *Ibid.*, Bl.E2b-E3a (S.34-35).
- (43) 蝶野立彦『十六世紀ドイツにおける宗教紛争と言論統制』, 彩流社, 2014年, 355-376頁を参照せよ。
- (44) 蝶野前掲書, 530-540頁を参照せよ。
- (45) 蝶野前掲書, 542-543頁を参照せよ。また、『アウクスブルク信仰告白』や『和協信条』に基づく「ルター派の神学的一致」の《脆弱性》に関する1580年代のドイツのカトリック神学者の批判について、蝶野立彦「十六世紀後半の南ドイツ及びオーストリアにおける対抗宗教改革と《日本》認識」『明治学院大学教養教育センター紀要 カルチャー』第11巻第1号, 明治学院大学教養教育センター, 2017年, 97-110頁, 特に104頁も参照のこと。
- (46) *Zeitung/ Welcher Gestaltt*, Bl.E3b-F4b (S.36-48).
- (47) *Warhaffte vnerhörte Zeitung einer Botschafft*

- so ettliche König vnd Fürsten auß Japonia/ deß Catholischen Römischen Apostolischen Glaubens halben/ vnlangst gen Rom geschickt haben...*, o.O., 1587 (VD16 ZV 20533). 同印刷物は、2010年代初頭まではベルリン国立図書館・プロイセン文化財団 (Staatsbibliothek zu Berlin - Preußischer Kulturbesitz) に一点だけ所蔵が確認されており、AJK, Nr.1622; Boscaro, *op.cit.*, no.56の書誌情報でも、同図書館所蔵の一点の印刷物だけが挙げられている。だが、2022年9月の時点のVD16の書誌情報によれば、トリリア市立図書館にも同印刷物が所蔵されている。なお、本稿著者は、2013年4-5月に、同印刷物を収録したマイクロフィッシュをベルリン国立図書館から借用・閲覧する機会を得た。現在では、同印刷物の複写データは、同図書館の公式ホームページ上のDigitalisierte Sammlungenでオンライン公開されている。
- (48) 『詩編』102編16節。
- (49) *Warhaffte vnerhörte Zeitung*, BLE3b (S.68).
- (50) *D. Martin Luthers Werke, kritische Gesamtausgabe, Die Deutsche Bibel, Bd.10, 1.Hälfte*, Weimar, 1956, S.432-433. Vgl. M. Luther, *Bibel - „Die gantze Heilige Schrift“*. *Der komplette Originaltext von 1545 in modernem Schriftbild, Bd.1*, Bonn, 2008, S.1053.
- (51) Index librorum prohibitorum, cum Regulis (1564), in: F. H. Reusch (Hg.), *Die Indices librorum prohibitorum des sechzehnten Jahrhunderts*, Tübingen, 1886, S.243-281, bes. S.247. Vgl. F. H. Reusch, *Der Index der verbotenen Bücher, Bd.1*, Bonn, 1883, S.330.
- (52) C. Rosenbusch, *Christophori Rosenbuschs Replica*, Ingolstadt, 1586 (VD16 R 3128).
- (53) L. Osiander, *Warnung Vor der Jesuiter blutdürstigen Anschlägen vnnnd bösen Practicken*, Tübingen, 1585 (VD16 O 1276).
- (54) この論争の経緯については、J. Janssen, *Geschichte des deutschen Volkes seit dem Ausgang des Mittelalters, Bd.5*, Freiburg (Breisgau), 1886, S.71-76; H. Traitler, *Konfession und Politik*, Frankfurt am Main/ Bern/ New York/ Paris, 1989, S.120-130; K. Bremer, *Religionsstreitigkeiten*, Tübingen, 2005, S.134-173を参照せよ。
- (55) G. Scherer, *Rettung der Jesuiter Vnschuld wider die Gifftspinnen Lucam Osiander*, Ingolstadt, 1586 (VD16 S 2734), Bl.H3a-H3b (S.55-56). このパンフレットのなかでのシェーラーの「天正遣欧使節」への言及に関しては、蝶野「十六世紀後半の南ドイツ及びオーストリアにおける対抗宗教改革と《日本》認識」, 103頁も参照せよ。
- (56) L. Osiander, *Verantwortung/ Wider die zwo Gifftspinnen/ Georgen Scherern/ vn̄ Christophorum Rosenbusch...*, Tübingen, 1586 (VD16 O 1263), BLN3a (S.99).
- (57) Rosenbusch, a. a. O., Bl.FF4b (S.224).
- (58) *Warhaffte vnerhörte Zeitung*, Bl.D2a-D3b (S.49-52).
- (59) *Ibid.*, BLE3a (S.67).
- (60) *Der Sechste teil der Bücher des ... Doctoris Martini Lutheri...*, Wittenberg, 1553 (VD16 L 3319), Bl.177a. Vgl. M. Luther, *Vom Eelichen Leben*, Wittenberg, 1522 (VD16 L 7032), Bl.C1a-C1b; *D. Martin Luthers Werke, kritische Gesamtausgabe, Bd.10, 2.Abteilung*, Weimar, 1907, S.290.
- (61) *Warhaffte vnerhörte Zeitung*, Bl.D2a (S.49).
- (62) *Ibid.*, Bl.D2b (S.50).
- (63) *Ibid.*, Bl.D3a (S.51).
- (64) *Ibid.*, Bl.D3b (S.52).
- (65) *Ibid.*
- (66) G. Scherer, *Der Lutherische BettlerMantel*, Ingolstadt, 1588 (VD16 S 2717).
- (67) 「ルター派の結婚観」に対するシェーラーの批判に関して、Traitler, a. a. O., S.91-92も参照せよ。
- (68) M. Luther, *IN GENESIN, MOSI LIBRVM SANCTISSIMVM*, Hagenau, 1527 (VD16 B 2987).
- (69) *Der Vierde Teil aller Bücher vnd Schrifften des ... D.M.L....*, Jena, 1560 (VD16 L 3349).
- (70) Scherer, a. a. O., Bl.B2a-B2b (Bl.5a-5b).
- (71) *Ibid.*, Bl.B2b (Bl.5b).
- (72) 『創世記』16章3節。
- (73) *Der Vierde Teil aller Bücher vnd Schrifften des ... D.M.L....*, Bl.Q4b (Bl.94b). Vgl. M. Luther, *Über das Erst buch Mose/ predigete*, Wittenberg, 1527 (VD16 L 6827), Bl.o4a (Bl.CLa); *D. Martin Luthers Werke, kritische Gesamtausgabe, Bd.24*, Weimar, 1900, S.303.
- (74) *Der Vierde Teil aller Bücher vnd Schrifften des ... D.M.L....*, Bl.Q5a (Bl.95a). Vgl. Luther, a. a. O., Bl.o4b (Bl.CLb); *D. Martin Luthers Werke, Bd.24*, S.304. ルターはこの箇所、『マタイによる福音書』19章と『コリントの信徒への手紙(一)』7章の記述を引用している。
- (75) *Der Vierde Teil aller Bücher vnd Schrifften des ... D.M.L....*, Bl.Q5a (Bl.95a). Vgl. *D. Martin Luthers Werke, Bd.24*, S.304.
- (76) G. Scherer, *Georgij Scherers Geline Antwort/*

- auff die zornige Schmachschriff/ so von Württembergischen ... Theologen ... newlichen außgesprengt worden*, Ingolstadt, 1586 (VD16 S 2707).
- (77) 蝶野「十六世紀後半の南ドイツ及びオーストリアにおける対抗宗教改革と《日本》認識」, 101-105 頁。
- (78) *ACTA CONSISTORII*, Bl.A2a-A3b (p.3-6).
- (79) Scherer, a. a. O., Bl.B3b-C2a (S.14-19).
- (80) *Ibid.*, Bl.C2a (S.19). この引用箇所については、蝶野「十六世紀後半の南ドイツ及びオーストリアにおける対抗宗教改革と《日本》認識」, 103 頁も参照のこと。
- (81) *Zeitung/ Welcher Gestallt*, Bl.D4b (S.30).
- (82) L. Cranach, *Passional Christi und Antichristi*, Wittenberg, 1521 (VD16 L 5586), Bl.A4a.
- (83) クラーナハの『キリストとアンチキリストの受難物語』と「《ローマ教皇》を《アンチキリスト》として風刺する反教皇プロパガンダ」との関わりについては、R.W. Scribner, *For the Sake of Simple Folk. Popular Propaganda for the German Reformation, Second Edition*, Oxford, 1994, pp.148-157 を参照せよ。
- (84) Vgl. *DECRETALES D.GREGORII PAPAE IX ...*, Roma, 1582, p.1812-1814; *CLEMENTIS PAPAE V. CONSTITVTIONES ...*, Roma, 1582, p.312-313.
- (85) C. Mirbt(Hg.), *Quellen zur Geschichte des Papsttums und des römischen Katholizismus*, Tübingen, 1911, S.127.
- (86) M. Luther, *An den Christlichen Adel deutscher Nation: von des Christlichen standes besserung*, Wittenberg, [1520] (VD16 L 3758), Bl.F3a; *D. Martin Luthers Werke, kritische Gesamtausgabe, Bd.6*, Weimar, 1888, S.433. 同引用箇所については、成瀬治訳「キリスト教界の改善についてドイツ国民のキリスト教貴族に与う」(『世界の名著(23) ルター』, 中央公論社, 1992 年, 79-180 頁に所収), 124 頁も参照せよ。
- (87) Luther, a. a. O., Bl.F4b; *D. Martin Luthers Werke, Bd.6*, S.435. 同引用箇所については、成瀬訳, 128 頁も参照せよ。
- (88) *Zeitung/ Welcher Gestallt*, Bl.D3b-D4a (S.28-29).
- (89) *Ibid.*, Bl.D3b (S.28).
- (90) G. Gonçalves, ORATIO HABITA IN LEGATORVM IAPONIORVM INTROITV, in: *ACTA CONSISTORII*, Bl.A4a-B5a (p.7-17). 同演説の日本語訳が、『大日本史料・第 11 編別巻之一・天正遣歐使節關係史料 (1)』, 244-259 頁に収録されている。
- (91) *Zeitung/ Welcher Gestallt*, Bl.B1b-C4a (S.8-21).
- (92) *ACTA CONSISTORII*, Bl.B1a-B1b (p.9-10). 同引用箇所については、『大日本史料・第 11 編別巻之一・天正遣歐使節關係史料 (1)』, 247 頁も参照せよ。
- (93) この引用箇所の「グレゴリウス將軍 (Gregorio duce)」「軍隊 (armis)」という言葉は、『王と諸侯 [...] に関する知らせ』に収録されたドイツ語翻訳文では「dem Obristen Herführer Gregorio」「Waffen」と訳されており、前者は「軍隊の最高司令官グレゴリウス」、後者は「軍事力」を意味する言葉である。*Zeitung/ Welcher Gestallt*, Bl.B3a (S.11) を参照せよ。なお、『大日本史料・第 11 編別巻之一・天正遣歐使節關係史料 (1)』, 247 頁の訳文のなかには、「duce」「armis」に対応する訳語は見出せない。
- (94) *ACTA CONSISTORII*, Bl.B3b (p.14).
- (95) *Ibid.*, Bl.B4a (p.15). 同引用箇所については、『大日本史料・第 11 編別巻之一・天正遣歐使節關係史料 (1)』, 255-256 頁も参照せよ。